

法務省矯成訓第3372号

矯正管区長  
矯正施設の長

被収容者等の釈放に関する訓令を次のように定める。

平成18年5月23日

法務大臣 杉 浦 正 健  
(公 印 省 略)

被収容者等の釈放に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、被収容者等の釈放に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 矯正施設 刑事施設、少年院及び少年鑑別所をいう。
- (2) 被収容者等 矯正施設に収容され、又は労役場若しくは監置場に留置されている者をいう。
- (3) 帰住旅費 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第175条(同法第288条第3項及び第289条第1項において準用する場合を含む。)、少年院法(平成26年法律第58号)第143条又は少年鑑別所法(平成26年法律第59号)第128条の規定(以下「帰住旅費等規定」という。)により支給する旅費をいう。

(過誤釈放等の防止)

第3条 矯正施設の長は、被収容者等を釈放するに際しては、過誤による釈放又は収容の継続を防止するため、釈放指揮書、少年院からの仮退院を許す決定書その他の釈放の根拠となる文書の内容の確認、被収容者身分帳簿又は少年簿との突合、写真との照合その他の必要な措置を講ずるものとする。

(保護に関する事項の調査)

第4条 矯正施設(少年鑑別所を除く。第7条において同じ。)の長は、受刑者、在院者又は労役場に留置されている者について、就労先、帰住地、釈放時保護のための移送及び更生緊急保護の要否その他の釈放後の保護に関し必要な事

項を調査するものとする。

(帰住旅費等の支給)

第5条 帰住旅費は、釈放される被収容者等がこれに相当する費用を有しない場合であつて、かつ、その者を出迎える者がいない場合又は出迎える者がその費用を負担しない場合に限り、支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、矯正施設の管理運営上の理由により帰住予定地を管轄する矯正管区外の矯正施設に移送された被収容者等を釈放する場合には、その者に帰住旅費を支給することができる。

3 前2項に定めるもののほか、帰住旅費の支給の基準は、大臣官房会計課長及び矯正局長が定める。

4 帰住旅費等規定による衣類の支給は、釈放される被収容者等が時季に適した衣類を有しない場合その他被収容者等有する衣類ではその帰住に支障を生ずる場合に行うものとする。

(釈放される被収容者等に対する援助)

第6条 矯正施設の長は、釈放される被収容者等の帰住を助けるため必要があるときは、利便性の高い近隣の公共交通機関を利用できる場所その他適当な場所まで職員を同行させ、乗車等の援助その他の措置を行わせるものとする。ただし、援助その他の措置を行うに当たって、当該被収容者等が援助その他の措置を行うために必要な職員の指示に応じない場合その他やむを得ない場合は、この限りでない。

2 矯正施設の長は、医師等(医師又は歯科医師をいう。以下同じ。)において、被収容者等について釈放後も引き続き医療機関での診療等の必要があると判断した場合、釈放時にその者に対し、希望に応じて医師等が作成した紹介状を交付すること又は医薬品若しくは衛生材料等を支給することができる。

(釈放の通知)

第7条 矯正施設の長は、拘禁刑又は懲役若しくは禁錮の刑の執行が終わったとき(刑法(明治40年法律第45号)第27条の2第1項(薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律(平成25年法律第50号)第3条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定によりその一部の執行を猶予された刑(以下「一部執行猶予刑」という。)について刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されていない場合においては、そのうち執行が猶予されなかった部分(以下「実刑部分」という。)の期間の執行が終わったとき)には、別記様式第1号による自由刑等執行終了通知書を作成し、確定裁判を言い渡した裁判所に対応する検察庁の検察官及び被収容者等の戸籍事務を管掌する市区町村長に送付するものとする。

- 2 刑事施設の長は、拘留及び旧拘留（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第16条に規定する拘留をいう。）の刑の執行が終わったときは、別記様式第1号による自由刑等執行終了通知書を作成し、確定裁判を言い渡した裁判所に対応する検察庁の検察官に送付するものとする。
- 3 矯正施設の長は、受刑者、受刑在院者又は労役場に留置されている者が死亡したときは、別記様式第2号による死亡者通知書を作成し、確定裁判を言い渡した裁判所に対応する検察庁の検察官に送付するものとする。
- 4 矯正施設の長は、前3項の規定により検察官又は市区町村長に送付した自由刑等執行終了通知書又は死亡者通知書の内容に誤りがあることを発見したときは、別記様式第3号による犯歴事項訂正通知書を作成し、これらが送付された検察官又は市区町村長に送付するものとする。

附 則

この訓令は、既決法の施行の日（平成18年5月24日）から施行する。

附 則〔平成19年法務省矯総訓第3361号大臣訓令〕

この訓令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日（平成19年6月1日）から施行する。

附 則〔平成20年法務省矯総訓第3434号大臣訓令〕

この訓令は、更生保護法（平成19年法律第88号）の施行の日（平成20年6月1日）から施行する。

附 則〔平成27年法務省矯総訓第10号大臣訓令（抄）〕

この訓令は、少年院法（平成26年法律第58号）の施行の日（平成27年6月1日）から施行する。

附 則〔平成28年法務省矯成訓第4号大臣訓令〕

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。

附 則〔令和4年法務省矯成訓第20号大臣訓令〕

この訓令は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（令和5年12月1日）から施行する。

附 則〔令和6年法務省矯総訓第809号大臣訓令〕

この訓令は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）の施行の日（令和6年4月1日）から施行する。

附 則〔令和7年法務省矯成訓第18号大臣訓令〕

この訓令は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日（令和7年6月1日）から施行する。

別記様式第1号

自由刑等執行終了通知書

年 月 日

検察庁（支部）検察官 殿

市 区 町 村 長 殿

刑務所（支所）長

少年刑務所長

拘置所（支所）長

少年院（分院）長

印

下記の者について刑の執行が終了したので通知する。

氏 名		生 年 月 日	年 月 日生
本 籍			
言 渡 裁 判 所	裁 判 所 支 部	刑 名 ・ 刑 期	
裁 判 の 日		執 行 猶 予	年 間
確 定 の 日		刑 の 始 期	
罪 名		刑 終 了 の 日	
刑の執行経過			
参 考 事 項			

## 【備考】

### 1 作成方法

自由刑等執行終了通知書の作成は、有罪の確定裁判を受けた者について一刑ごとに作成すること。

### 2 記入要領

#### (1) 氏名欄

判決時の氏名を記入すること。

なお、判決後に氏名が変更されている場合には、参考事項欄に、氏名及び変更年月日も記入すること。

#### (2) 本籍欄

判決書に記載されている本籍を記入すること。

なお、判決後に本籍が変更されている場合には、参考事項欄に、新本籍及び変更年月日も記入すること。

#### (3) 刑名・刑期欄

判決言渡し時のものを記入すること。ただし、一部執行猶予刑については、次のとおり記入すること。

##### ア 刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されていないとき

実刑部分の期間を記入し、「(一部執行猶予刑の実刑部分)」と付記した上、参考事項欄に言渡しのあった刑名刑期等を記入すること。

##### イ 実刑部分執行終了日（実刑部分の期間の執行終了の日をいう。以下同じ。）以前に、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されたとき

一部執行猶予刑について、執行が猶予されていた部分（以下「猶予部分」という。）の期間を含む言い渡された刑期全部を記入すること。

##### ウ 実刑部分執行終了日の翌日以後に、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されたとき

猶予部分の期間を記入し、「(一部執行猶予刑の猶予部分)」と付記した上、参考事項欄に言渡しのあった刑名刑期等を記入すること。

なお、以後減刑によって刑期に変動があった場合には、その旨を参考事項欄に記入すること。

#### (4) 刑終了の日欄

一部執行猶予刑について、実刑部分の期間の執行終了により釈放したときは、実刑部分執行終了日を記入すること。

#### (5) 刑の執行経過欄

刑執行中において、刑の執行停止、逃走、仮釈放、刑の一部の執行猶予の言渡しの取消し、刑の執行順序の変更等があった場合には、その経過について記載すること。

#### (6) 参考事項欄

ア 本刑（一部執行猶予刑の実刑部分を含む。以下同じ。）に引き続き執行すべき拘禁刑又は懲役若しくは禁錮の刑の有無（ある場合には、その刑名及び刑期を含む。）を記入すること。

イ 本刑に引き続き執行すべき拘禁刑又は懲役若しくは禁錮の刑がない場合において

一部執行猶予刑に係る猶予の期間があるときは、「一部猶予期間有り」と記入すること。

(7) 参考事項欄の記入例

例① 一部執行猶予刑（拘禁刑2年うち6月につき2年間執行猶予）の実刑部分の期間の執行終了により釈放した場合において、引き続き執行すべき拘禁刑又は懲役若しくは禁錮の刑がないとき

「刑名刑期等 拘禁刑2年うち6月につき2年間執行猶予、本刑に引き続き執行すべき拘禁刑又は懲役若しくは禁錮の刑なし、一部猶予期間有り」

例② 一部執行猶予刑（拘禁刑2年うち6月につき2年間執行猶予）の実刑部分に引き続き拘禁刑1年の刑を執行する場合において、一部執行猶予刑の実刑部分の期間の執行を終了したとき

「刑名刑期等 拘禁刑2年うち6月につき2年間執行猶予、本刑に引き続き拘禁刑1年執行」

例③ 一部執行猶予刑（拘禁刑2年うち6月につき2年間執行猶予）の実刑部分に引き続き拘禁刑1年の刑を執行する場合において、拘禁刑1年の刑の執行終了により釈放したとき

「本刑に引き続き執行すべき拘禁刑又は懲役若しくは禁錮の刑なし、一部猶予期間有り」

別記様式第2号

死 亡 者 通 知 書

年 月 日

検察庁（支部）検察官 殿

刑務所（支所）長  
 少年刑務所長  
 拘置所（支所）長  
 少年院（分院）長  
 印

下記の者が死亡したので通知する。

氏 名		生年月日	年 月 日生
本 籍			
言渡裁判所	裁判所 支部	刑名・刑期	
裁 判 の 日		死亡年月日	
確 定 の 日			
罪 名			
参 考 事 項			

## 【備考】

### 1 作成方法

死亡者通知書の作成は、有罪の確定裁判を受けた者について一刑ごとに作成すること。

### 2 記入要領

#### (1) 氏名欄

判決時の氏名を記入すること。

なお、判決後に氏名が変更されている場合には、参考事項欄に、氏名及び変更年月日も記入すること。

#### (2) 本籍欄

判決書に記載されている本籍を記入すること。

なお、判決後に本籍が変更されている場合には、参考事項欄に、新本籍及び変更年月日も記入すること。

#### (3) 刑名・刑期欄

判決言渡し時のものを記入すること。ただし、一部執行猶予刑については、次のとおり記入すること。

##### ア 刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されていないとき

実刑部分の期間を記入し、「(一部執行猶予刑の実刑部分)」と付記した上、参考事項欄に言渡しのあった刑名刑期等を記入すること。

##### イ 実刑部分執行終了日（実刑部分の期間の執行終了の日をいう。以下同じ。）以前に、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されたとき

一部執行猶予刑について、執行が猶予されていた部分（以下「猶予部分」という。）の期間を含む言い渡された刑期全部を記入した上、参考事項欄に刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消された旨を記入すること。

##### ウ 実刑部分執行終了日の翌日以後に、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されたとき

猶予部分の期間を記入し、「(一部執行猶予刑の猶予部分)」と付記した上、参考事項欄に言渡しのあった刑名刑期等及び刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消された旨を記入すること。

なお、以後減刑によって刑期に変動があった場合には、その旨を参考事項欄に記入すること。

別記様式第3号

犯 歴 事 項 訂 正 通 知 書

年 月 日

検察庁（支部）検察官 殿

市 区 町 村 長 殿

刑務所（支所）長

少年刑務所長

拘置所（支所）長

少年院（分院）長

印

下記の者について犯歴に誤りがあったので通知する。

氏 名		生 年 月 日	年 月 日生
本 籍			
言 渡 裁 判 所	裁 判 所 支 部	刑 名 ・ 刑 期	
裁 判 の 日		執 行 猶 予	年 間
確 定 の 日		刑 の 始 期	
罪 名		刑 終 了 の 日	
訂 正 事 項			
参 考 事 項			

## 【備考】

### 1 作成方法

犯歴事項訂正通知書の作成は、有罪の確定裁判を受けた者について一刑ごとに作成すること。

### 2 記入要領

(1) 犯歴事項訂正通知書は、刑事施設及び少年院において、既に送付した通知書の記載事項に誤りがあり、これを訂正する場合に使用すること。

(2) 氏名欄以下罪名の欄までは、訂正前の記載事項をそのまま記入すること。

また、既に送付した通知書の刑の執行経過欄及び参考事項欄に記入した事項のうち、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消された旨、言渡しのあった刑名刑期等、引き続き執行すべき拘禁刑又は懲役若しくは禁錮の刑の有無及び一部猶予期間がある旨については、訂正前の記載事項を参考事項欄にそのまま記入すること。

(3) 訂正事項欄には、誤記した通知書名のほか、訂正すべき事項を記入すること。

(4) 訂正事項欄の記入例

例① 山口太郎を山田太郎と誤記したので訂正する場合

「上記刑につき、自由刑等執行終了通知書を送付したが、山田太郎は山口太郎の誤記である。」

例② 本籍「東京都葛飾区小菅1の35の1」を「千葉県若葉区貝塚町192」と誤記（別人の本籍）したので訂正する場合

「上記刑につき、自由刑等執行終了通知書を送付したが、本籍は、東京都葛飾区小菅1の35の1の誤記である。」

例③ 罪名「窃盗、同未遂、住居侵入、同未遂」を「窃盗、同未遂、住居侵入」と誤記したので訂正する場合

「上記刑につき、自由刑等執行終了通知書を送付したが、罪名は、窃盗、同未遂、住居侵入、同未遂の誤記である。」

例④ 引き続き執行すべき拘禁刑又は懲役若しくは禁錮の刑の有無について、「本刑に引き続き拘禁刑1年執行」を「本刑に引き続き執行すべき拘禁刑又は懲役若しくは禁錮の刑なし」と誤記したので訂正する場合

「上記刑につき、自由刑等執行終了通知書を送付したが、「本刑に引き続き執行すべき拘禁刑又は懲役若しくは禁錮の刑なし」は、「本刑に引き続き拘禁刑1年執行」の誤記である。」

例⑤ 「一部猶予期間有り」と記載していなかったので訂正する場合

「上記刑につき、自由刑等執行終了通知書を送付したが、一部猶予期間有りと訂正する。」